

総務教育常任委員会資料

(平成27年5月20日)

[件名]

- 1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正検討
の概要について
(危機管理政策課) … 1
- 2 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域
住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について
(原子力安全対策課) … 5
- 3 原子力災害対策指針の改正等について (原子力安全対策課) … 6
- 4 島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性審査の状況
について
(原子力安全対策課) … 8
- 5 島根原子力発電所1号機の廃炉について
(原子力安全対策課) … 13
- 6 平成27年度における原子力防災の普及・啓発事業について
(原子力安全対策課) … 20
- 7 鳥取県原子力安全顧問の追加委嘱等について
(原子力安全対策課) … 21

危 機 管 理 局

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編を除く）の修正検討の概要について

平成 27 年 5 月 20 日
危機管理政策課

平成 26 年の広島市における大規模土砂災害の教訓、災害対策基本法、土砂災害防止法等の法改正や国の防災基本計画の修正等を踏まえ、鳥取県地域防災計画修正の検討を進めている。

(注) 原子力災害対策編については、別途報告する。

1 背景

平成 23 年の東日本大震災では多くの課題、教訓を残し、国における災害対策基本法の改正、防災基本計画の修正、都道府県、市町村レベルにおける地域防災計画の修正が行われている。本県においても、平成 24 年度、平成 25 年度に、これらの教訓や法改正の内容を踏まえて地域防災計画の修正を行い、市町村等の関係機関と連携もして防災体制の向上に努めている。

更に平成 26 年 8 月には広島市において大規模な土砂災害が発生し、多くの死者など甚大な被害が生じた。近年全国各地で集中豪雨等が発生し、本県においても平成 19 年度をはじめ過去に集中豪雨を経験したが、その都度、対応を検証し、地域防災計画に反映させているところであり、広島市の土砂災害の教訓についても、本県の地域防災計画に反映させ、防災対策を押し進めなければならない。

2 鳥取県地域防災計画修正の検討概要（主な修正項目）

次の事項を鳥取県地域防災計画に反映、追加する。

(1) 広島市の土砂災害の教訓の反映

ア 夜間や災害時における情報伝達は複数の手段で行うこと

避難勧告等の伝達について、複数の伝達手段として活用する手段を具体的に列挙（防災行政無線、テレビ・ラジオ（報道機関への放送要請）、緊急速報メール等）する等、記述を補充整理する。

（災害応急対策編 第 5 部 避難対策計画 第 1 章 避難の実施）

イ 避難勧告等の伝達に当たっては、防災行政無線、テレビ・ラジオ（報道機関への放送要請）、緊急速報メール等の活用など複数の伝達手段を用いるとともに、必要に応じて職員や消防団の訪問等による口頭伝達、受信確認の実施等により、障がいのある者等多様な者を含めた地域全体への確実な情報伝達を行い、（後略）

イ 平時からの自助や避難行動の普及啓発を行うこと

i) 市町村は、住民の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報が入手できるような行動をとるよう、平常時から住民への啓発をすることを明記する。

（災害予防編 第 5 部 避難対策計画 第 1 章 避難体制の整備）

エ 市町村は、住民の迅速的確な避難行動を確保するため、夜間等に災害が起こるおそれがある場合には携帯電話や防災ラジオ等を就寝時も身近に置く等、確実に避難勧告等の情報が入手できるような行動をとることについて、平常時から住民への啓発を行うものとする。

(注) 現行計画では県民の責務として、県・市町村やテレビ・ラジオからの情報に注意することを記述している。

ii) 住民の自主的な避難行動を市町村が促進することを明記。

市町村は、住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所、避難経路及び災害発生が切迫している状況での応用行動（避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、次善の策として2階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋への屋内待避を行う等、屋内での退避等の安全確保措置も有効であること）を理解する取組を進めることを明記する。（災害予防編 第5部 避難対策計画 第1章 避難体制の整備）

市町村は、住民自らが地域で発生するおそれのある災害の危険性について理解し、その危険性を踏まえた避難場所、避難経路及び災害発生が切迫している状況での応用行動（予測が可能な災害で、安全に避難ができる場合、できるかぎり早い段階で危険な場所からの立ち退き避難を行うことが重要だが、避難のための立ち退きを行うことにより、かえって生命・身体に危険が及ぶおそれがあると認められるときは、次善策として2階以上の階で斜面等の危険箇所から離れた部屋への屋内待避を行う等、屋内での退避等の安全確保措置も有効であること）を理解する取組を進めるものとする。

ウ 土砂災害警戒区域内の避難体制の整備

市町村は指定緊急避難場所の指定に当たり集落全体が土砂災害警戒区域に含まれる地区については、同区域外の避難場所を指定し、早期の避難勧告等の発出に努めることを明記する。

(災害予防編 第5部 避難対策計画 第2章 緊急避難場所・避難所の整備)

なお、市町村は指定緊急避難場所の指定に当たり集落全体が土砂災害計画域内に含まれる地区については、同区域外の避難場所を指定し、早期の避難勧告等の発出に努めるものとする。

エ 国のガイドラインの改正を踏まえた避難勧告等の発出基準の一部修正

i) 津波に係る避難指示の発出基準を国のガイドラインに合わせて修正。

①気象庁が発表した津波警報等の種類に応じ、危険性を勘案の上、避難勧告または避難指示の発出を判断することとしていたが、短時間のうちに津波が到達することもあること、また、短時間で正確な予測ができるとは限らないことから、危険地域からの一刻も早い避難を促すため、基本的には「避難準備情報」「避難勧告」は発出せず、「避難指示」のみを発出するよう修正する。(遠地地震の場合を除く。)

②停電、通信途絶等により、津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れを感じた場合、あるいは揺れは弱くとも1分程度の長い揺れを感じた場合に

おいても、津波が起きることを想定して避難指示を発出することを明記する。

③遠地地震のように津波が到達するまでに相当の時間があるものについては、気象庁が「遠地地震に関する情報」として発表した到達予想時刻等から、「避難準備情報」「避難勧告」の発出を検討することを明記する。

(災害応急対策編 第5部 避難対策計画 第1章 避難の実施)

ii) ガイドラインに基づく避難勧告等の判断基準設定の手順について明記する。

(災害予防編 第5部 避難対策計画 第1章 避難体制の整備)

オ 土砂災害防止法の改正の反映

i) 県が従来から行っていた関係市町村に対する土砂災害警戒情報等の情報伝達については、法に基づく通知とされたことを明記する。

(風水害対策編 第1部 災害予防計画 第5章 土砂災害防止計画)

ii) 市町村地域防災計画に記載する事項を追加する。

①「緊急時警戒避難体制の整備」に以下のとおり具体的な項目を明記する。

- ・土砂災害に関する情報の収集および伝達並びに予報又は警報の発令及び伝達に関する事項
- ・避難施設その他の避難場所、避難経路に関する事項等
- ・避難訓練の実施
- ・土砂災害が発生するおそれがあり、あらかじめ避難対策を講じる必要がある避難行動要支援者（自ら避難することが困難な者で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援を要する者）利用施設の名称及び所在地
- ・救助に関する事項等

②「土砂災害警戒情報等避難に資する情報の提供」を追記する。

(風水害対策編 第1部 災害予防計画 第5章 土砂災害防止計画)

(2) その他の見直し

ア 広域防災拠点整備に当たっての考え方の記載

新たに整備を検討している鳥取県広域防災拠点を含めて、広域防災拠点として活用する場所、施設を明記する。

(災害予防編 第2部 組織体制計画 第1章 防災体制の整備)

イ 東日本大震災を踏まえた県・市町村連携備蓄の品目・数量の修正の反映

近年の災害等を踏まえて見直しを行った県・市町村連携備蓄の品目、数量を修正する。

(タオル、ウェットティッシュ等の追加)

(災害予防編 第8部 食糧・物資調達供給計画 第1章 物資の備蓄及び調達体制の整備)

ウ 放置車両の撤去に係る災害対策基本法改正及び防災基本計画の修正の反映

i) 災害対策基本法に基づき、放置車両や立ち往生車両が発生している場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときの国・県の措置について次のとおり明記する。

①運転者等に対し車両の移動等の命令を行うこと。

- ②運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行うこと。
- ③必要に応じて、緊急通行車両の通行ルートを確保するため、道路管理者へ指示を行うこと。(国は県又は市町村へ、県は市町村へ指示を行う。)
(災害応急対策編 第7部 交通・輸送計画 第2章 交通路線の確保)

- ii) 公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行禁止等を行うため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請することを明記する。
(災害応急対策編 第7部 交通・輸送計画 第3章 交通規制の実施)

- エ 緊急輸送道路ネットワークの見直しに伴う修正
修正された緊急輸送道路ネットワーク図を記載する。
(災害予防編 第7部 交通・輸送計画 第2章 交通施設の災害予防)

3 今後のスケジュール

- 5月下旬～6月上旬 パブリックコメントを実施する。
- 6月下旬～7月上旬 鳥取県防災会議において地域防災計画の修正について審議する。

鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）及び鳥取県広域住民避難
計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について

平成27年5月20日
原子力安全対策課

原子力防災施設・資機材に係る整備、原子力防災訓練等を通じた教訓等を反映し、鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）、広域住民避難計画の実効性をさらに向上させるため、所要の修正を行う。

1 鳥取県地域防災計画（原子力災害対策編）の修正項目等

(1) 原子力防災施設・資機材に係る整備を通じた体制の充実

緊急事態対処センターの整備、ホールボディカウンタの追加整備に伴う内部被ばく検査体制の充実、モニタリング情報共有システムの追加整備に伴う各種測定結果の集約・共有の迅速化、原子力環境センターの整備等モニタリング体制の強化を行う。

(2) 原子力防災訓練等を通じた見直し

- ・訓練で検証した避難退城時検査（放射性物質の付着の確認）等の実施手順及び避難住民への支援（情報提供等）を追加する。
- ・避難時における警察等実動機関の現地調整を行うための環境整備を追加する。
- ・人形崎環境技術センターで想定されるフッ化水素への対応時の留意事項を追加する。

(3) 原子力安全顧問の設置等、防災体制の強化

より柔軟かつ機動的に原子力安全に関する幅広い分野の専門家から指導助言を得るため、原子力安全顧問を設置（従前の原子力防災専門家会議を廃止）したことに伴う修正を行う。

(4) 国の制度見直し等の反映

- ・防災基本計画の修正（地域原子力防災協議会の設置及び地域防災計画等の具体化・充実化に係る国の支援等）
- ・原子力災害対策指針の修正（国際基準の考え方を踏まえたUPZ外における防護措置等）
- ・国の原子力防災体制の見直し（内閣府への専任体制に移行）
- ・緊急時モニタリング計画の策定（島根県と連携し従前の計画を標準化）に伴う修正（島根原子力発電所対応分：H26.8、人形崎環境技術センター対応分：H27.3）
- ・活用可能な放射性物質の拡散解析情報がある場合の活用を追加する。

2 鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正項目等

(1) 原子力防災訓練等を通じた見直し

- ア 避難途中の住民に対する各種支援の実施（道路情報、避難情報、飲料水、食料等）
- イ 車両による避難の実効性向上（国道431号が使用可能な場合の避難車両誘導、避難中に交通事故が発生した場合における円滑処理及び渋滞防止）
- ウ 避難元から避難先までの避難について、地区ごとに一時集結所、避難経路等を具体的に定め、一連の情報を整理する。

(2) 原子力安全顧問の設置等、防災体制の強化

- ・原子力事業者の避難、一時移転等の防災対策への役割を明記する。
- ・原子力安全顧問の設置に伴う修正を行う。

(3) 国の制度見直し等の反映

- ・緊急時モニタリング計画の策定と国のモニタリングとの連携
- ・UPZ（概ね30km圏）外についても、事態の進展等に応じUPZと同様の防護措置を実施することを追加する。

3 今後のスケジュール

5月下旬～6月上旬 パブリックコメントを実施する。

6月下旬～7月上旬 鳥取県防災会議において地域防災計画（原子力災害対策編）、鳥取県広域住民避難計画（島根原子力発電所事故対応）の修正について審議する。

原子力災害対策指針の改正等について

平成27年5月20日

原子力安全対策課

平成27年4月22日の原子力規制委員会において、原子力災害対策指針が改正されました。原子力災害対策指針は、原子力災害対策として実施すべき基本的な事項及び実施体制等を定めたものであり、原子力災害特別措置法において、本指針に基づき防護措置等を行うことが定められていることから、県地域防災計画等に反映していきます。

また、地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、国は原子力発電所が所在する地域ごとにワーキングチームで検討を行ってきたところですが、このたびこの取組を強化するため地域ごとに地域原子力防災協議会（所管：内閣府）が設置されました。

1 原子力災害対策指針の主な改正内容

(1) U P Z外（概ね30km以遠の地域）の防護措置の実施方策

原子力施設から著しく異常な水準で放射性物質が放出され、又はそのおそれがある場合には、施設の状況や放射性物質の放出状況を踏まえ、必要に応じて予防的防護措置を実施した範囲以外においても屋内退避を実施する。

→ U P Z外については、特別な枠組みを設定するのではなく、U P Zと同様に現行指針どおりO I L等に基づき必要な範囲に必要な防護措置を講ずる。

※区域として「P P A（旧原子力安全委員会において放射性プルーム対策に係る区域として掲げられていた概念）」を特に定めず。

U P Z外の防護措置の考え方

<放射性物質放出前>

- ・原子力規制委員会が施設の状況やモニタリング結果を踏まえて、屋内退避の実施の必要性やその範囲を設定する。
- ・屋内退避の実施範囲は、予防的に同心円を基礎として行政区域単位等で設定。
- ・U P Z外の地方公共団体は、屋内退避の指示を住民等に対して確実に伝達するため、防災行政無線等の既存の災害時情報伝達手段を活用する。

<放射性物質放出後>

- ・モニタリング結果が基準を超えた場合、追加的な防護措置（一時移転等）を実施する。

(2) 緊急時モニタリングによる防護措置の実施

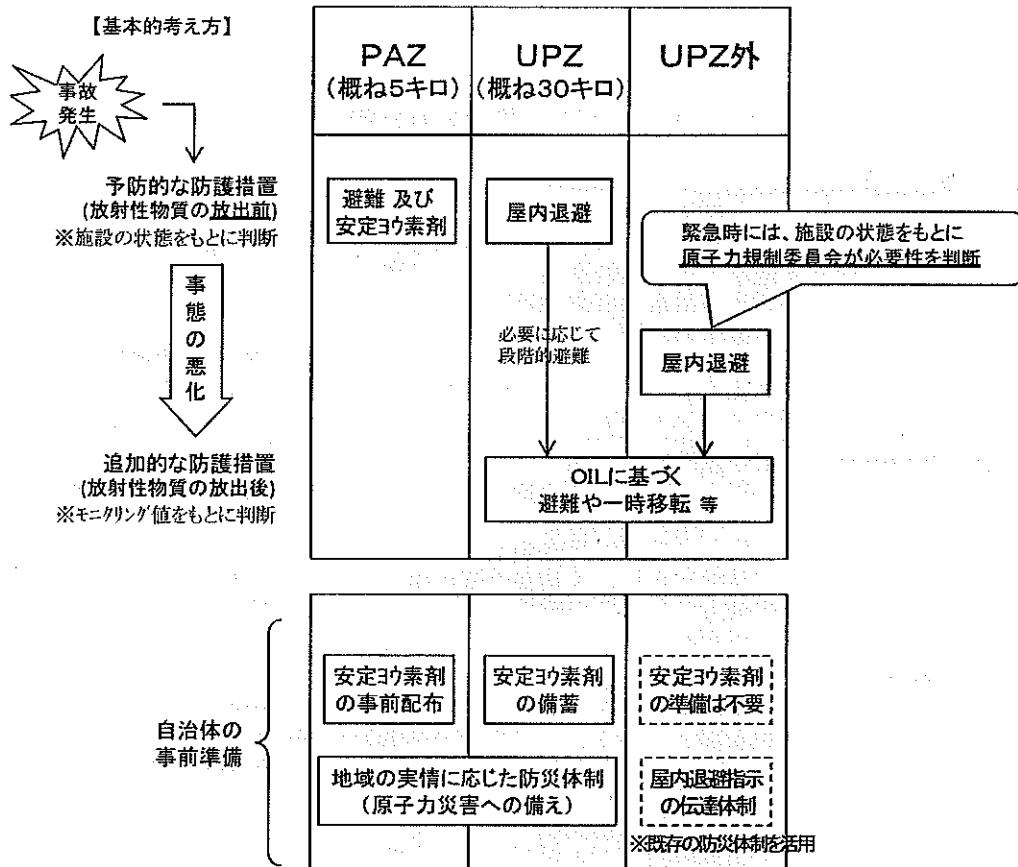
原子力発電所において事故等が発生した場合は、放射性物質放出前であっても緊急性に応じて、まずは予防的に避難又は屋内退避を実施する。その後、緊急時モニタリングの実測値等に基づき避難や一時移転等の防護措置を判断・実施する。緊急時モニタリング結果は情報共有・公表システムにより集約し、関係者間での共有及び公表を迅速に行う。

（参考）昨年度、原子力規制庁の放射線監視等交付金により、全国の緊急時モニタリング情報を共有するためのモニタリング情報共有システムを本県に整備した。

U P Z：緊急時防護措置を準備する区域（原子力施設から概ね30kmを目安）

O I L：運用上の介入レベル（緊急時モニタリングの結果をO I Lの値に照らして、防護措置の実施範囲が定められる）

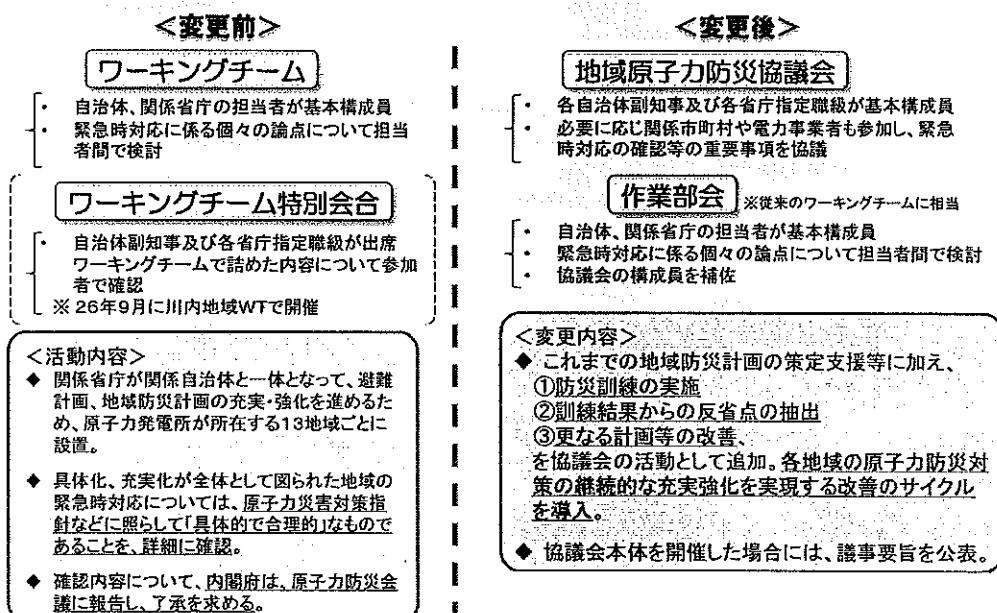
(参考) 防護措置の実施の流れ



2 地域原子力防災協議会の設置について

平成25年9月3日の原子力防災会議（議長：内閣総理大臣）決定に基づき、県や市町村が作成する地域防災計画・避難計画等の具体化・充実化を支援するため、これまでワーキングチームで検討を行ってきたところですが、この取組を強化するため新たに各省庁指定職級及び副知事を構成員とする地域原子力防災協議会が設置されました。

本県でも、島根地域原子力防災協議会において緊急時対応の確認等の重要事項を協議していきます。また、避難計画等の原子力防災の取り組みをまとめた「島根地域の緊急時対応」については、この協議会を通じて実効性を確保した後、原子力防災会議に報告します。



島根原子力発電所 2号機の新規制基準適合性審査の状況について

平成27年5月20日
原子力安全対策課

平成25年12月25日に申請が行われた島根原子力発電所 2号機に係る原子力規制委員会での新規制基準適合性審査会合の審査状況等は次のとおりです。

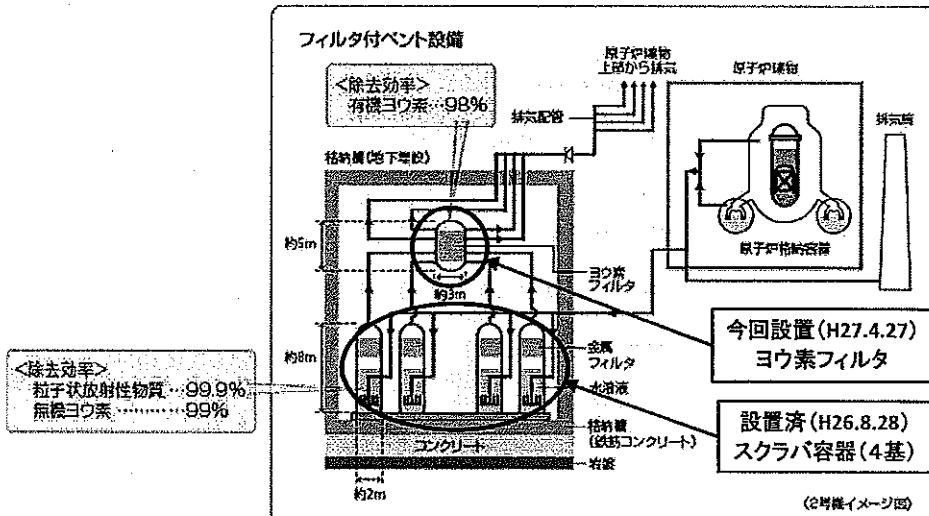
1 前回報告の常任委員会（平成27年3月10日）以降に開催された審査会合の概要

回数(開催日)	議題	概要
37回目 (H27. 3.17)	【重大事故対策】有効性評価（燃料プール、運転停止中）	<p>＜中国電力の説明＞ 「燃料プール」及び「運転停止中」において重大事故に至る可能性のある事故進展シナリオ（事故シーケンス）について、重大事故等対策の有効性が説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞ 「燃料プール」のスロッシングによる水位低下の影響、「運転停止中」のプラントの条件設定の妥当性について説明すること等のコメントがあった。</p>
38回目 (H27. 3.19)	【設計基準事故対策】外部火災（コメント回答）	<p>＜中国電力の説明＞ 過去の審査会合で指摘を受けた外部火災発生時の評価の前提条件や内容等が説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞ 外部火災により建物外壁の温度が上昇した場合でも、建物内部の健全性や機器の機能が維持できることを説明すること等のコメントがあった。</p>
39回目 (H27. 3.24)	【設計基準事故対策】通信連絡設備	<p>＜中国電力の説明＞ 発電所内外との通信連絡手段について、設備および回線の多様化を図っていること、電源の多重化や耐震措置を講じることによって重大事故が発生した場合においても通信連絡が可能であることが説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞ 発電所内部で火災等があった場合においても通信手段が確保できることを説明すること等のコメントがあった。</p>
40回目 (H27. 3.31)	【設計基準事故対策】竜巻影響評価（コメント回答）	<p>＜中国電力の説明＞ 過去の審査会合で指摘を受けた防護対象設備の選定や、「設定竜巻」「基準竜巻」の妥当性が説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞ 竜巻と津波の重畠評価について説明すること等のコメントがあった。</p>
41回目 (H27. 4. 2)	【設計基準事故対策】監視測定設備	<p>＜中国電力の説明＞ 発電所の敷地および周辺における放射性物質の濃度や放射線量の監視測定について、必要な設備に信頼性の高い電源から給電されていることや代替設備を配備することで、監視測定が継続可能であることが説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞ 代替設備である可搬式モニタリング設備の設置位置や、放射性物質の検出可能性等の妥当性について説明すること等のコメントがあった。</p>
42回目 (H27. 4. 7)	【重大事故対策】フィルタベント（運用方法等）	<p>＜中国電力の説明＞ ベント実施の判断基準やベントの放出位置の違いによる評価結果等が説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞ ベントの準備作業の実施時期や具体的な判断基準等について、詳細に説明すること等のコメントがあった。</p>
43回目 (H27. 4. 9)	【設計基準事故対策】竜巻影響評価（フジタモデルの適用）	<p>＜中国電力の説明＞ 竜巻影響評価における飛来物の運動解析について、実際の竜巻風速場をモデル化したフジタモデルを採用することの妥当性が説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞ 不確かさの大きい竜巻影響評価全体としての裕度の考え方、その中のフジタモデル適用の妥当性等を説明すること等のコメントがあった。</p>

回数(開催日)	議題	概要
44回目 (H27. 4. 21)	【設計基準事故対策】共用に関する設計上の考慮	<p>＜中国電力の説明＞</p> <p>重要安全施設及び安全施設は、原則、二以上の原子炉で共用又は相互接続しないこととされており、重要安全施設については「原則共用せず独立させていること」「共用または相互接続している施設については安全性が向上していること」、安全施設については「共用あるいは相互接続していても安全性を損なわないこと」が説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞</p> <p>重要安全施設である中央制御室の1号機との共用・相互接続について、説明を充実すること等のコメントがあった。</p>
45回目 (H27. 4. 24)	【地震対策】敷地の地質・地質構造	<p>＜中国電力の説明＞</p> <p>敷地には活断層や破碎帯は確認されておらず、敷地に分布するシーム（地層の間に挟まれた薄い粘土層）は少なくとも後期更新世以降（約12～13万年前以降）活動していないことが説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞</p> <p>シーム評価の前提となった考え方について、資料を充実させて説明すること等のコメントがあった。</p>
46回目 (H27. 5. 12)	【重大事故対策】解析コード	<p>＜中国電力の説明＞</p> <p>炉心損傷防止、格納容器破損防止及び運転停止中の燃料損傷防止に関する重大事故等対策の有効性評価に適用する解析プログラムが説明された。</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞</p> <p>解析プログラムの適用の妥当性について、詳細に説明すること等のコメントがあった。</p>
47回目 (H27. 5. 15)	【地震対策】敷地周辺海域の活断層評価（コメント回答）	<p>＜中国電力の説明＞</p> <p>過去の審査会合における指摘を踏まえて、データ拡充のための追加調査を実施した結果、海域活断層の評価長さを見直したことが説明された。（前面海域（3連動）：約51.5km→約48km、鳥取沖西部断層：約37km→約33km、大田沖断層：約47km→約53km）</p> <p>＜原子力規制委員会のコメント＞</p> <p>追加調査の評価結果について、より詳細に説明すること等のコメントがあった。</p>

2 その他

平成27年4月27日、フィルタ付ベント設備における「ヨウ素フィルタ」の設置作業が行われ、本県を含む関係自治体職員が設置作業を確認した。（設備全体は平成27年度上期完了予定）



フィルタ付ベント設備 概要図 ※中国電力作成資料に追記

(別紙)

- 1 島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況
- 2 島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧
- 3 新規制基準の概要 [原子力規制庁作成資料]

島根原子力発電所2号機の適合性審査の進捗状況

*塗りつぶし：審査済

区分	議題	回数	主な審査の状況等
申請概要等(2回)		2	主要な論点(24項目)を規制庁が提示。
地震対策(12回)	震源を特定して策定する地震動	6	データ拡充を求められ、H26.5~10に追加地質調査を実施。尖端断層の評価長さ約22kmに変更がない説明をしたところ、更なるデータ拡充を求められ、現在、両端部で再調査中(H27.2/20~)。
	震源を特定せず策定する地震動	1	検討対象1~6地震の内、鳥取県西部地震と留萌支厅南部地震を対象とし、申請当初より大きな620ガルとしていること(審査済)。
	地下構造評価	4	解析モデルは3号機地盤の1次元モデルの採用で(審査済)。
	敷地の地質・地質構造	1	敷地内に破碎帯、活断層はないこと、敷地に分布するシームは少なくとも後期更新世以降活動していないことを説明。
	基準地震動	0	審査未実施。
	耐震設計方針	0	審査未実施。
津波対策(0回)	基準津波	0	審査未実施。
	耐津波設計方針	0	審査未実施。
重大事故対策(18回)	確率論的リスク評価(PRA)	2	重大事故等対策を実施する前の仮想的なプラント状態において、炉心が損傷し重大事故に至る確率について説明。
	事故シーケンスの選定	1	新規制基準において対策が義務づけられたシビアアクシデント対策の有効性評価を行う事故シーケンスグループの選定について説明。
	有効性評価	9	選定された事故シーケンス毎に、新規制基準により義務づけられたシビアアクシデント対策が有効に機能するかどうかについて説明。
	解析コード	1	有効性評価で用いた解析プログラムについて説明。
	制御室	0	審査未実施。
	緊急時対策所	1	重大事故等対処要員が滞在し、プラント情報を把握するための設備や発電所内外との通信設備等及びそれらの運用を説明。
設計基準事故対策(15回)	フィルタ付ベンチ設備	4	申請時から新たにヨウ素フィルタ(銀ゼオライト)を追加。全体設計、フィルタ性能、運用方法等について説明。
	竜巻	3	設計竜巻による最大風速を引き上げ(69m/s→92m/s)。
	火災	4	発電所建物の内部・外部で起こりうる火災について説明。
	内部溢水	1	地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等により、原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないことについて説明。
	火山	0	審査未実施。
	保安電源設備	0	審査未実施。
静的機器の单一故障等	静的機器の单一故障設計、誤操作防止対策、圧力バウンダリ、通信連絡設備、監視測定設備、共用設備について説明。	7	
計		47	

<別紙2>

島根原子力発電所2号機の適合性審査会合一覧

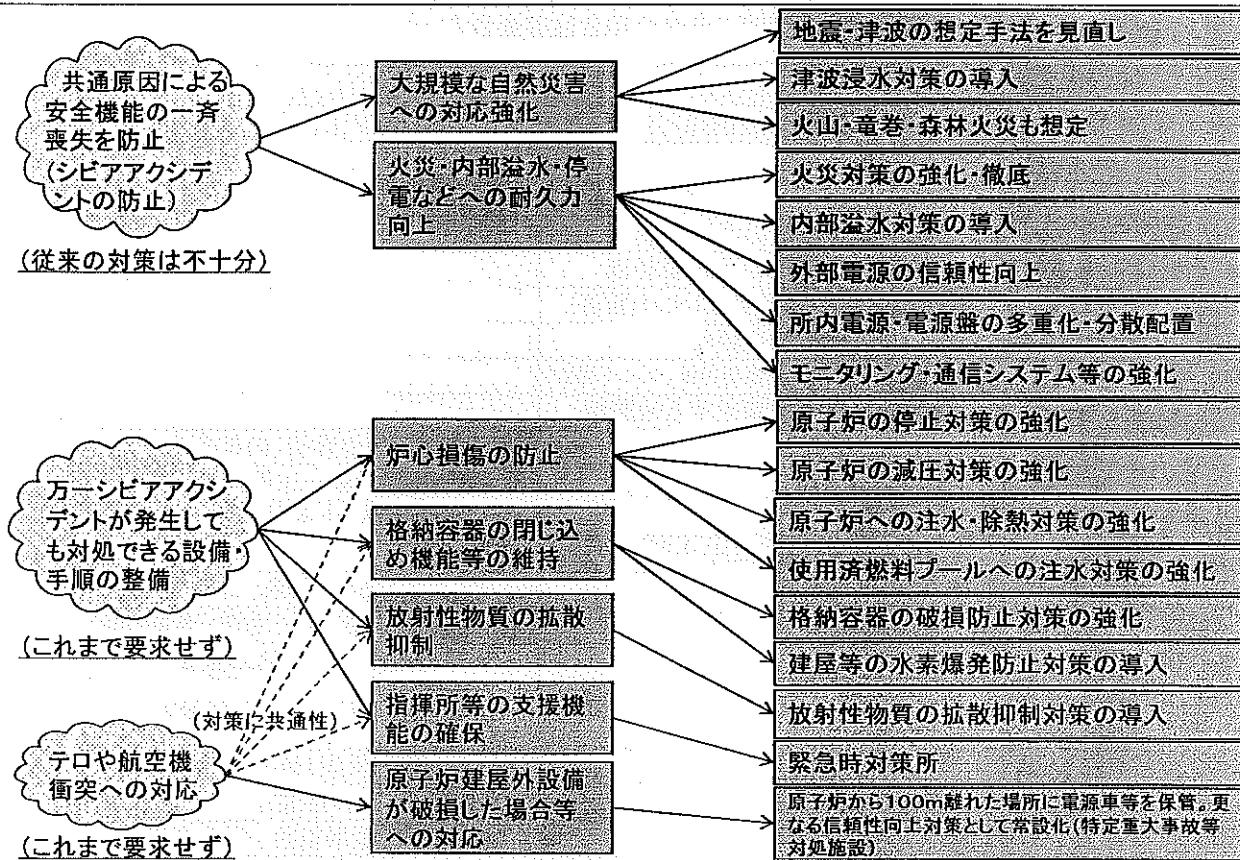
回数	開催年月日	議題	
		地震・津波関係	プラント関係
1回目	H26.1.16	申請の概要	
2回目	H26.1.28	申請内容に係る主要な論点	
3回目	H26.2.20	敷地周辺陸域の活断層評価	
4回目	H26.3.19	敷地周辺海域の活断層評価	
5回目	H26.4.9	敷地周辺活断層評価(コメント回答)	
6回目	H26.4.16	地下構造評価	
7回目	H26.5.1	敷地周辺陸域・海域の活断層評価(コメント回答)	
8回目	H26.6.27	震源を特定せず策定する地震動	
9回目	H26.7.22		確率論的リスク評価(内部事象PRA)
10回目	H26.8.5		静的機器の単一故障に係る設計
11回目	H26.8.28		フィルタベント系(設計、仕様)
12回目	H26.9.5	地下構造評価(コメント回答)	フィルタベント系(運用、コメント回答)
13回目	H26.9.11		確率論的リスク評価(地震・津波PRA)
14回目	H26.9.30		事故シーケンスの選定
15回目	H26.10.2		
16回目	H26.10.14		有効性評価(重大事故対策)
17回目	H26.10.16		
18回目	H26.10.23		外部火災(森林火災)
19回目	H26.10.30		内部溢水
20回目	H26.11.6		外部火災(産業施設、航空機墜落)
21回目	H26.11.13		有効性評価(保管場所、アクセスルート)
22回目	H26.11.20		有効性評価(重大事故対策)
23回目	H26.11.21	地下構造評価(コメント回答)	
24回目	H26.12.4		内部火災
25回目	H26.12.9		有効性評価(重大事故対策)
一	H26.12.19		<現地調査>
26回目	H27.1.15		有効性評価(重大事故対策)
27回目	H27.1.16	敷地周辺陸域の活断層評価(コメント回答)	
28回目	H27.1.27		有効性評価(重大事故対策)
29回目	H27.2.3		竜巻影響評価
一	H27.2.5-6	<現地調査>	
30回目	H27.2.10		緊急時対策所
31回目	H27.2.19		誤操作の防止・安全避難通路等・安全保護回路
32回目	H27.2.24		圧力バウンダリ
33回目	H27.2.26		フィルタベント系(主ライン、弁構成)
34回目	H27.3.3		有効性評価(原子炉格納容器限界温度・圧力)
35回目	H27.3.5		静的機器の単一故障(コメント回答)
36回目	H27.3.6	地下構造評価(コメント回答)	
37回目	H27.3.17		有効性評価(燃料プール、運転停止中)
38回目	H27.3.19		外部火災(コメント回答)
39回目	H27.3.24		通信連絡設備
40回目	H27.3.31		竜巻影響評価(コメント回答)
41回目	H27.4.2		監視測定設備
42回目	H27.4.7		フィルタベント系(運用方法等)
43回目	H27.4.9		竜巻影響評価(フジタモデルの適用)
44回目	H27.4.21		共用に関する設計上の考慮
45回目	H27.4.24	敷地の地質・地質構造	
46回目	H27.5.12		解析コード
47回目	H27.5.15	敷地周辺海域の活断層評価(コメント回答)	

:今回の報告対象

新規制基準の基本的な考え方と主要な要求事項

別紙3

▶ 共通原因による機能喪失及びシビアアクシデントの進展を防止するための基準を策定



従来の基準と新基準との比較

▶ 従来と比較すると、シビアアクシデントを防止するための基準を強化するとともに、万一シビアアクシデントやテロが発生した場合に対処するための基準を新設

＜従来の規制基準＞

シビアアクシデントを防止するための
基準(いわゆる設計基準)
(単一の機器の故障を想定しても炉心
損傷に至らないことを確認)

- 自然現象に対する考慮
- 火災に対する考慮
- 電源の信頼性
- その他の設備の性能
- 耐震・耐津波性能

＜新規制基準＞

意図的な航空機衝突への対応	新設
放射性物質の拡散抑制対策	新設
格納容器破損防止対策	新設
炉心損傷防止対策 (複数の機器の故障を想定)	新設
内部溢水に対する考慮(新設)	強化又は新設
自然現象に対する考慮 (火山・雷害・森林火災を新設)	強化又は新設
火災に対する考慮	強化又は新設
電源の信頼性	強化又は新設
その他の設備の性能	強化
耐震・耐津波性能	強化

島根原子力発電所 1号機の廃炉について

平成27年5月20日
原子力安全対策課

中国電力は、島根原子力発電所 1号機の営業運転を平成27年4月30日をもって終了しました。今後は廃止措置段階に移行し、使用済燃料を取り出し、約30年かけて全ての施設を解体撤去しますが、事業者は廃止措置作業の計画（廃止措置計画）を策定し、国の認可を受ける必要があります。

島根原子力発電所 1号機の廃止措置計画については、現在、中国電力において検討中であり、本県では、安全協定に基づき、地域の安全確保を最優先として、使用済燃料の取扱いや低レベル放射性廃棄物の処理を含めて必要な安全対策を求めていく予定です。

1 島根原子力発電所 1号機の概要 *国産第1号

区分	内 容	備 考
出 力	46万kW	(2号機) 82万kW (3号機) 137.3万kW
型 式	沸騰水型 (BWR)	
営業運転開始	昭和49年3月29日	
営業運転終了	平成27年4月30日	平成22年11月8日から第29回定期点検実施中 (平成22年3月31日、自主的な点検に伴う手動停止)
営業運転期間	41年1ヵ月	設備利用率 65.8% (平成25年度末) (平成21年度までは73.1%)
総発電電力量	約1,061.9億kWh	

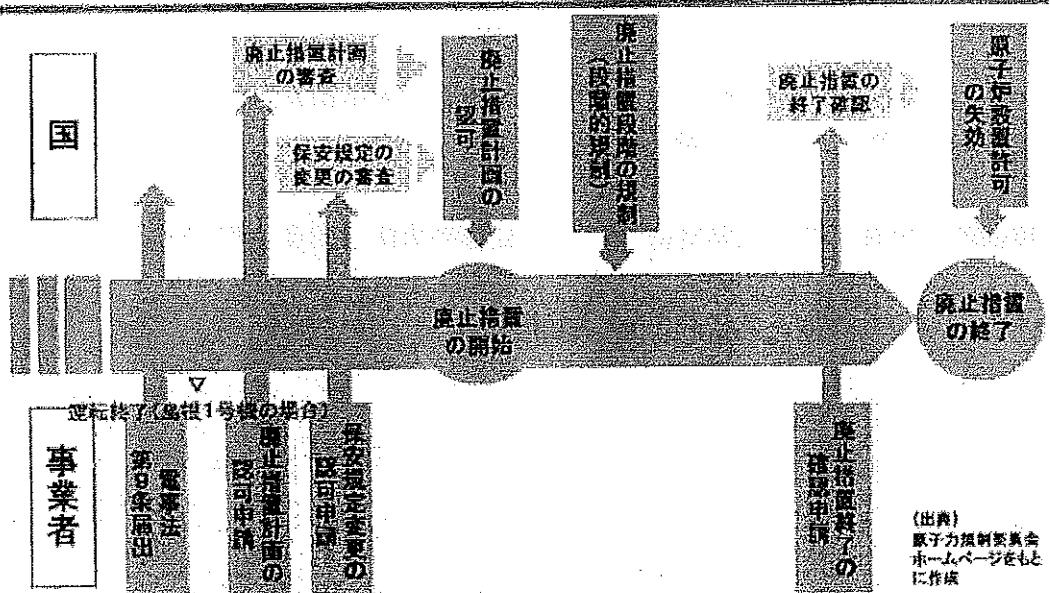
*島根原発 1号機と同時期に廃炉となった4原発（廃止日はいずれも4/27）

美浜1・2号機（関西電力）、玄海1号機（九州電力）、敦賀1号機（日本原子力発電）

2 島根原子力発電所 1号機の廃炉方針決定から廃止までの経緯等

- 平成27年 3月18日 中国電力が島根原子力発電所 1号機の廃炉方針を決定
中国電力清水副社長が平井知事に 1号機の廃炉方針を説明
*本県以外の関係自治体（米子市、境港市等）にも中国電力が説明
中国電力が電気事業法に基づき「電気工作物変更届出」（出力の変更）を経済産業大臣に提出（廃止する日：平成27年4月30日）
- 3月19日 本県が中国電力、経済産業省、原子力規制庁に申入れ等を実施
4月30日 営業運転終了（廃止）
5月15日 本県が中国電力に申入れ
6月 4日 本県が原子力規制庁に要望（予定）

3 廃止措置に係る法令手続き *中国電力作成資料より抜粋



（別紙）

- 3月19日 申入れ書等 [中国電力宛、経済産業省宛、原子力規制庁宛]
- 5月15日 申入れ書 [中国電力宛]
- 運転終了に関する新聞折込資料（中国電力作成。平成27年5月1日折込）

<別紙1>

(写)

第 201400197757 号
平成 27 年 3 月 19 日

中国電力株式会社

取締役社長 荘田 知英 様

鳥取県知事 平井 伸治

島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に伴う申入れについて（通知）

平成 27 年 3 月 18 日に貴社より報告のあったことについて、下記のとおり申入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 島根原子力発電所 1 号機については、引き続き厳正に安全管理を行うこと。
- 2 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続に際しては、鳥取県、米子市及び境港市に安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同等に対応すること。これに当たり、まずは廃止措置計画の申請内容等について、鳥取県、米子市及び境港市に対して具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 3 島根原子力発電所 1 号機についても、鳥取県、米子市及び境港市が行うべき安全対策及び防災対策について全面的に協力すること。
- 4 現在改定協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の規定内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。

(写)

第 201400197757 号
平成 27 年 3 月 19 日

経済産業大臣 宮沢洋一様

鳥取県知事 平井伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定にともなう要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3月18日に、中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を貴省に行ったことについて報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 運転終了及び廃止措置中の安全確保については、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理の下で行われるよう、貴省におかれても中国電力への指導を適切に行うこと。
- 2 廃止措置中における周辺自治体が行う安全対策及び防災対策について、人件費等を含めた財源等の対応を検討すること。
- 3 中国電力に対し、安全協定の立地自治体と同等の内容への必要な見直しを迅速に行いうよう指導すること。

(写)

第 201400197595 号
平成 27 年 3 月 19 日

原子力規制庁長官 池田 克彦 様

鳥取県知事 平井 伸治

中国電力株式会社島根原子力発電所 1 号機の廃止決定に対する要望について

鳥取県における原子力防災行政について、日頃御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、3 月 18 日に中国電力株式会社から、島根原子力発電所 1 号機の廃止を決定し、電気事業法上の運転終了に関する届出を経済産業省に行ったことについての報告を受けました。

については、今後想定される長期間の廃止措置に係る周辺地域の安心・安全確保等も勘案し、適切に対処されるよう下記のとおり強く要望します。

記

- 1 廃炉の安全に関する規制基準をはじめとして廃止措置段階における安全確保に関する適正処理のプロセスを早期に明確にするとともに、原子炉等規制法に基づく廃止措置計画の認可等を行う場合には、安全を第一義として厳正に対処すること。また、これら内容を鳥取県、米子市及び境港市に具体的かつ分かりやすく説明すること。
- 2 廃止措置においては安全を第一とし、立地のみならず鳥取県など周辺の意見を聴き、長期にわたる廃止措置を徹底した安全管理の下で行うように指導・監督すること。
- 3 廃止措置中の防災対策について万全を期すこと。また、自治体に対して必要な技術的及び財政的支援を行うこと。

(写)

第201500028555号
平成27年5月15日

中国電力株式会社

取締役社長 荘田知英様

鳥取県知事 平井伸治

島根原子力発電所1号機の営業運転終了に伴う安全確保について

島根原子力発電所1号機の営業運転の終了に当たり、今後の廃止措置を憂慮して下記のとおり申し入れます。貴社の誠意ある対応を求めます。

記

- 1 廃止措置に係る安全確保については、長期にわたる廃止措置が安全を最優先として行われるよう、引き続き厳正に安全確保を最優先に取り組むこと。
- 2 廃止措置については、安全対策をはじめとし実効性のあるものにすること。また、使用済み核燃料の取扱い及び廃止措置に伴って発生する廃棄物の処理・処分について、具体的にするとともに、安全対策をはじめ地元自治体の理解を得ること。
- 3 原子炉等規制法に基づく廃炉に向けての一連の手続きに際しては、本県、米子市及び境港市に対して安全協定に基づく報告を行うことを始め、安全を第一義として十分に協議を行い立地自治体と同様に対応すること。
- 4 廃止措置が終了するまでの間について、鳥取県、米子市及び境港市が行う安全対策及び防災対策について、事業者としての役割を積極的に果たすこと。
- 5 現在協議中の安全協定について、立地自治体と安全協定の内容に差が設けられている現状は、貴社の対応自体にも差が生じるのではないかとの懸念を残すものであり、立地自治体と同等の内容に改定すること。



島根原子力発電所1号機の 営業運転終了について

島根原子力発電所1号機は、平成27年4月30日をもちまして、
営業運転を終了いたしました。

建設計画の立ち上げから半世紀にわたり、ご理解・ご協力を
賜りました多くのみなさまに深く感謝申しあげます。

島根原子力発電所の運営につきましては、今後の1号機の廃止措置
を含め、安全確保を最優先に取り組んでまいりますので、引き続き、
ご理解・ご協力を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

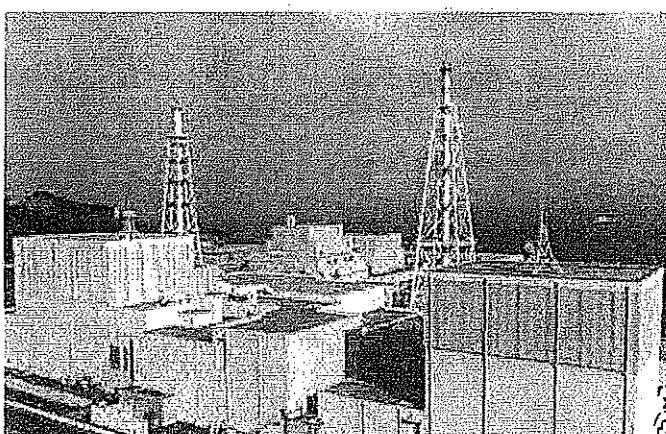
中国電力株式会社

<島根原子力発電所1号機のあゆみ>

建設計画申し込み	昭和41年11月17日
営業運転開始	昭和49年3月29日
営業運転期間	41年1か月

<島根原子力発電所1号機の概要>

出 力	46万kW
総発電電力量	約1,061.9億kWh
型 式	沸騰水型(BWR)



島根原子力発電所1号機(手前右)

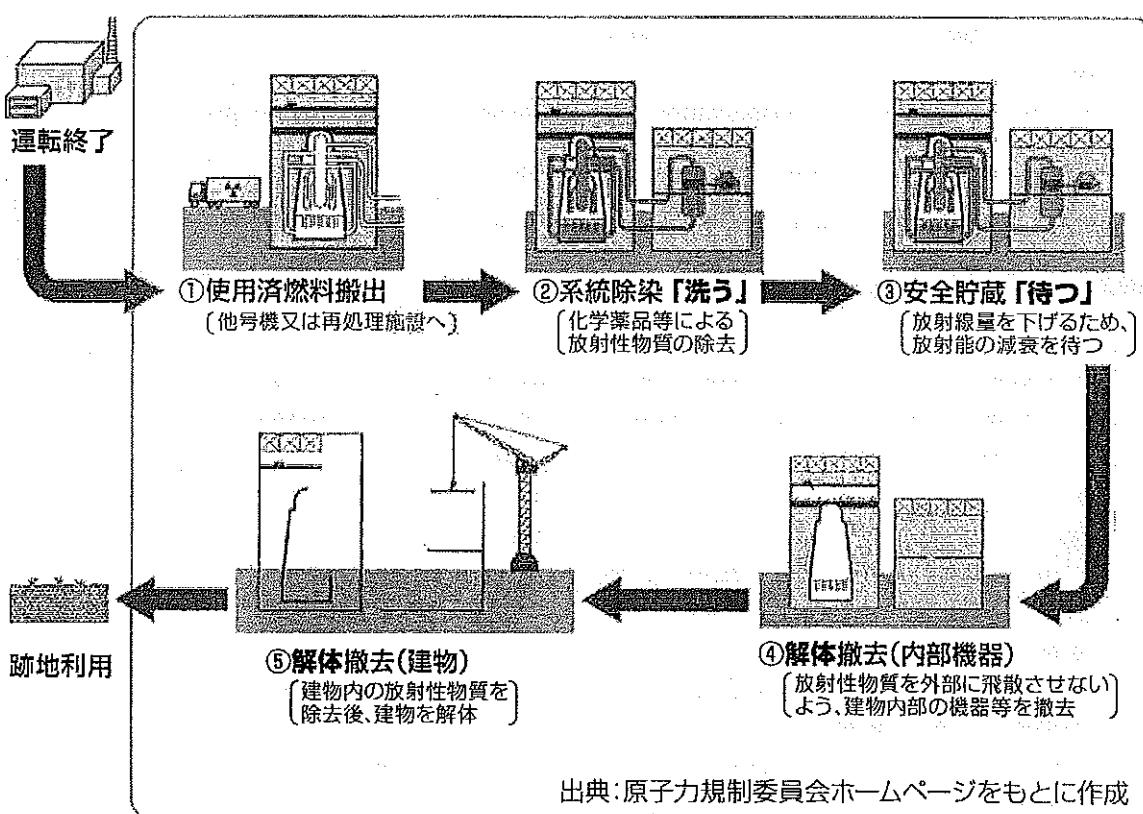
廃止措置について

原子力発電所の廃止措置については、あらかじめ廃止措置作業の計画(廃止措置計画)を策定し、国の認可を受けて実施します。

当社は現在、島根原子力発電所1号機の廃止措置計画について検討を行っているところです。

廃止措置は、大きく分けて「洗う」「待つ」「解体する」の3つの工程があり、約30年をかけて行います。すべての工程において、放射性物質の「閉じ込め」や放射線の「遮へい」に最も重点を置き、安全確保を最優先に取り組んでまいります。

＜廃止措置の概要＞



出典:原子力規制委員会ホームページをもとに作成

*島根原子力発電所1号機の廃止措置は、事故により廃炉となった東京電力 福島第一原子力発電所の作業とは異なるものです。

平成27年度における原子力防災の普及・啓発事業について

平成27年5月20日
原子力安全対策課

原子力防災対策については、住民の放射線に対する正しい知識と防護対策への理解が重要であることから、平成27年度の普及・啓発活動を次のとおり行います。

1 原子力防災パンフレット、チラシ等

本県の原子力防災の取組、原子力災害の特徴や災害発生時の対応などに関する理解を深めていただくため、原子力防災パンフレット、チラシを作成しました。段階的避難の説明や避難先一覧を新たに掲載しました。

区分等	ページ数	配付時期、配付方法等
原子力防災パンフレット	20ページ	H27.4月上旬にUPZ内全戸に配付
原子力防災チラシ 小中学生用	4ページ	H27.4月上旬にUPZ内の各学校に配付
原子力防災チラシ	4ページ	H27.5月に関係機関に配付

※県ホームページ (<https://www.genshiryoku.pref.tottori.jp/>) で公開しています。

2 原子力防災講演会

(1) 目的等 放射線や放射線防護などについて学び、県民の方が原子力災害時に適切な対応や行動がとれるようになりますため、県民を対象とした原子力防災講演会を開催しています。平成27年度においても計3回の開催を計画しています。

(2) 第1回の開催内容（主催：鳥取県、米子市、境港市）

ア 日 時 5月16日（土）13:30～15:30

イ 場 所 夢みなとタワー（3階）夢みなとシアター

ウ 参加者 140名

エ 内 容 【演題】放射線の基礎知識・放射線被ばくと人体への影響

【講師】長崎大学原爆後障害医療研究所 教授 高村 算氏

(3) 東部、中部においても放射線に関する講演会を開催します。

3 原子力防災現地研修会（見学会）

(1) 目的等

原子力発電についての正しい知識と防災・安全対策などについて県民の理解を深めるため、平成24年度から県民を対象とした島根原子力発電所等での現地研修会（見学会）を開催しています。平成27年度においても、計3回の開催を計画しています。

(2) 開催内容

ア 開催予定 5月31日（日）、7月26日（日）、11月27日（金）の計3回

イ 対象者等 一般県民、参加費無料、各回定員：各40名

ウ 見学内容

①島根県原子力防災センター（オフサイトセンター）

放射線・原子力発電の基礎知識の説明、鳥取県地域防災計画等の説明、施設見学

②中国電力（株）島根原子力発電所

概要説明、島根原子力発電所の安全対策、原子力発電所構内見学（バス車内から）

運転訓練シミュレータ見学、質疑応答等

4 とっとりの原子力防災 2015

原子力防災対策、安全対策等に関する取組状況をまとめて報告することにより、透明性の確保や原子力に関する住民のみなさんの正しい理解と安心・安全の確保に繋がることを目的として、冊子「とっとりの原子力防災 2015」を作成しました。※県ホームページで公開しています。

・鳥取県の原子力防災対策、原子力安全対策

・島根原子力発電所の状況、人形峠環境技術センターの概要 等

鳥取県原子力安全顧問の追加委嘱等について

平成27年5月20日
原子力安全対策課

原子力災害対策等について技術的観点から幅広く指導、助言等を得ることを目的に鳥取県原子力安全顧問を設置していますが、放射性廃棄物の専門分野について追加委嘱しました。（合計11名）顧問の中立公正性及び透明性を適切に確保するため、顧問の要件等を定め、委嘱を行う際には自己申告調査を行うこととしており、委嘱に当たり自己申告調査を行った結果は別紙のとおりです。

また、委嘱中の顧問については、顧問設置要綱に基づき、毎年4月1日から4月30日までの間に前年度の情報公開事項（事業者等からの寄附等）について自己申告書の提出を求めていますが、その結果は別紙のとおりです。

1 追加委嘱について

（1）追加委嘱する者

京都大学名誉教授 森山 裕丈（もりやま ひろたけ）氏

【略歴】

1978～1990 京都大学工学部原子核工学教室・助手
1990～1993 京都大学工学部原子核工学教室・助教授
1993～2001 京都大学原子炉実験所・教授
2001～2009 京都大学大学院工学研究科原子核工学専攻・教授
2009～2015 京都大学原子炉実験所・教授（第10代所長）

【専門分野】

核材料工学、放射化学

（2）任期

平成27年4月1日（委嘱日）～平成28年10月16日

2 前年度（平成26年度）の情報公開事項に対する自己申告内容について

別紙のとおり

<原子力安全顧問一覧（11名）>

（平成27年4月1日現在、分野内は五十音順）

分野	専門分野	顧問名	所属・役職	備考
環境モニタリング	放射線計測・防護	うらべ いづさ 古部 逸正	福山大学・教授	
	環境放射能	えんどう さとる 遠藤 達	広島大学・教授	
	放射能環境変動	筆川 ようこ 陽子	京都大学原子炉実験所・准教授	
放射線影響評価	放射線治療・放射線物理	うちだ のぶえ 内田 伸恵	鳥取大学医学部附属病院・教授	
	線量評価(内部被ばく)	かい みちあき 甲斐 優明	大分県立看護科学大学・教授	
	緊急被ばく医療	かみや けんじ 神谷 研二	広島大学・緊急被ばく医療推進センター長	
原子炉工学	原子力工学	おおやま たかふみ 青山 草史	日本原子力研究開発機構・研究主席	
	原子力工学	かたおか いさお 片岡 熟	大阪大学・教授	
放射性廃棄物	核燃料サイクル	もりやま ひろたけ 森山 裕丈	京都大学名誉教授	今回追加委嘱
地震関係	地震活動・震源メカニズム	にしだ りょうへい 西田 良平	鳥取大学名誉教授	
地下水対策	水工学	ひのまだに おさむ 檜谷 治	鳥取大学・教授	

任期 平成26年10月17日～平成28年10月16日（片岡顧問、森山顧問を除く）
平成27年 1月13日～平成28年10月16日（片岡顧問）
平成27年 4月 1日～平成28年10月16日（森山顧問）

（別紙）自己申告内容

別紙

鳥取県原子力安全顧問に係る自己申告内容

平成27年5月20日
原子力安全対策課

区分		追加委嘱										委嘱中の顧問									
委嘱日		H27.4.1										H26.10.17									
氏名		青山 哲史		内田 伸恵		山部 逸正		遠藤 晴		甲斐 偏明		神谷 研二		西田 良平		檜谷 信		藤川 陽子		片岡 駿	
欠格要件	①委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等又は法人である原子力事業者等の役員若しくは使用人その他の従業員であったか、																				
	②委嘱日前直近3年間に、原子力事業者等の団体の役員、若しくは使用人その他の従業員であったか、																				
	③委嘱日前直近3年間に、同一の原子力事業者等から、個人として年間30万円以上上の報酬等を受領していた者であったか、																				
	④委嘱日前直近3年間に(委嘱中の顧問は前年度)、委員の研究及び所属する原子力事業者等に対する寄附金額等について、対象の研究者等にかかる寄附金額等を算出する研究室等を卒業した学生が就職した原子力事業者等の各称及び就職者数																				
情報公開事項																					

(委嘱日区分内は五十音順)
原子力事業者等：営利を目的として、原子力に係る製錬、加工、貯蔵、再処理若しくは廃棄の事業を行う者、原子炉を設置する者、核燃料物質若しくは核燃料物質の使用を行なう者又は原子炉の建設工事を請け負う者をいう者、核原料物質若しくは核燃料物質の使用を行なう者をいう者